

○防衛省告示第八十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が令和三年三月二十九日次のとおり決定された。

令和三年三月三十一日

防衛大臣 岸 信夫

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇七九	キャンプ座間	相模原市	国有	土地…約二〇平方メートル

陸上自衛隊が電柱用地及び電柱支線用地として共同使用する。

六〇一一 キャンプ・ハンセン 沖縄県国頭郡金武町 国有 土地…約五、二〇〇平方メートル

公有 土地…約二二、〇〇〇平方メートル

民有 土地…約一九〇平方メートル

沖縄県が河川改修工事用地として共同使用する。

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

四〇九二 岩国飛行場 岩国市 国有 工作物…下水等

雨水排水施設として追加提供する。